

群馬県海岸漂着物対策地域計画検討会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）に基づき群馬県が作成する海岸漂着物対策を推進するための計画（以下「地域計画」という。）について検討を行うため、群馬県海岸漂着物対策地域計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討会議は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 委員の任期は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までとする。
- 委員は、地域計画策定に係る事項について検討するものとする。

(会長)

第3条 検討会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 会長は、会務を総理する。
- 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 会長は、別表2に掲げる組織に属する職員に会議への出席を求め、地域計画における沿岸県との連携について、意見を求めることができる。
- 前項に定めるもののほか、会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、群馬県環境森林部環境保全課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

別表1（第2条関係）

氏名	所属・役職
新井 香代	神流町 住民生活課長
大竹 政光	株式会社フレッセイ 総務部長
金澤 大作	高崎市環境部 一般廃棄物対策課長
佐羽 宏之	群馬県プラスチック工業振興協会 顧問
高橋 美律子	特定非営利活動法人 ぐんまりユース食器センター 理事長
瀧澤 剛	経済産業省関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長
田中 利恵子	群馬県生活協同組合連合会 副会長理事
増田 大美	環境省関東地方環境事務所 資源循環課長
渡邊 智秀	群馬大学大学院理工学府 教授

別表2（第4条関係）

組織
茨城県県民生活環境部 資源循環推進課
千葉県環境生活部 循環型社会推進課